

## (LC1) 技術者教育プログラム審査委員会規則

平成15年4月25日	制 定
平成18年9月15日	一部改正
平成22年6月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成28年1月22日	〃

### (総則)

**第1条** この規則は、日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）の委託に基づき、審査申込校の技術者教育プログラム（以下「プログラム」という。）の審査を行うために、土木学会技術推進機構に設置する技術者教育プログラム審査委員会（以下「委員会」という。）について定める。

### (定義等)

**第2条** この規則において、用語は次の定義等による。

- (1) 「審査員」とは、土木および環境工学に関連した分野において、JABEEの定める基準に適合する審査員資格を有し、委員会の推薦に基づいてJABEEが委嘱する者をいう。
- (2) 「プログラム審査チーム」とは、JABEEの委託に基づき、審査申込校のプログラムの審査を実施するため、審査員により構成されたチームをいう。
- (3) 「オブザーバー」とは、審査員の候補者のうち、JABEEの定める基準に適合する審査員資格を取得するためプログラム審査チームに参加する者をいう。

### (業務)

**第3条** 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 土木および環境工学に関連した分野別要件の策定
- (2) プログラムの審査に関する基本方針の策定
- (3) 審査員の候補者の選考とJABEEへの推薦
- (4) 審査員の候補者の養成
- (5) プログラム審査チームの編成
- (6) プログラムの審査の実施
- (7) その他、プログラムの審査に関する広報と啓発、JABEE主催委員会等への参加など、必要な事項

### (構成)

**第4条** 前条の業務を遂行するため、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会を設ける。また、委員会は、必要に応じて期間を限定して小委員会を設置できる。

**2** 委員会の構成員は、委員長1名、委員兼幹事長1名、委員13名程度（委員兼幹事を含む）および顧問若干名とする。また、副委員長、副幹事長およびアドバイザーを置くことができる。

**3** 役職者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (4) 副幹事長は幹事長を補佐する。
- (5) 小委員会には委員長および幹事長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

**(委員長・委員等の選出方法と任期)**

**第5条** 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
  - (2) 委員は、委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
  - (3) 小委員会の委員長は、委員会委員の中から委員長が選任する。
  - (4) 小委員会の委員は、小委員会の委員長が選任する。
- 2 委員長の任期は2年とするが、留任を妨げない。また、委員は、業務の継続性を損なわない範囲で2年ごとに一定数を交代するものとするが、留任を妨げない。

**(委員会の運営)**

**第6条** 委員会および小委員会は、各々の委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

- 2 委員会および小委員会への代理出席は認めない。
- 3 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

**(審査員候補者の養成)**

**第7条** 委員会は、審査員候補者の養成に努める。

- 2 前項の目的を達するため、土木学会認定土木技術者資格保有者を含め、審査員候補者を広く募る。
- 3 審査員候補者は、JABEEが承認する研修会等への参加と実地審査へのオブザーバー参加によって審査員資格を取得するものとする。
- 4 オブザーバーの委嘱は、委員長が行う。

**(プログラム審査チームの編成)**

**第8条** 委員会は、JABEEからプログラム審査の委託を受けたときは、速やかにJABEEの「審査チームの構成基準」に従って審査チームを編成する。

- 2 委員会が必要と認めたときは、審査長の了解を得て、オブザーバー数名を参加させることができる。

**(審査結果の報告)**

**第9条** プログラム審査チームは、JABEEが定めた審査方法に基づき、申請されたプログラムの審査を行い、その結果を審査報告書にまとめ、委員会に提出する。

- 2 委員会は、各プログラム審査チームの審査結果を審議し、それを分野別審査報告書にまとめ、JABEEに提出する。

**(事務局)**

**第10条** 委員会の担当事務局は、技術推進機構（企画部）とする。

**(規則の変更)**

**第11条** この規則の変更は、理事会において行う。

**附則** この内規は、平成13年5月26日より施行する

**附則**（平成15年4月25日 理事会議決） この内規は、平成15年5月1日から施行する。

**附則**（平成18年9月15日 理事会議決） この内規は、平成18年9月15日から施行する。

**附則**（平成22年6月18日 理事会議決） この内規は、平成22年6月18日から施行する。

**附則**（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

**附則**（平成28年1月22日 理事会議決） この規則は、平成28年1月22日から施行する。